

雇用調整助成金について

本年4月7日に緊急事態宣言が発令され、大阪府では6月1日に全ての飲食の業種の自粛要請が解除されました。この原稿を作成している時、大阪の飲食業界が徐々にもとに戻る気配を感じています。組合員の皆様は、かつて経験のない営業自粛の中で次のような取り組みをされたことでしょうか。既に店舗の営業が始まってお忙しいと存じますが、今からでも出来ることが無いかおさらい致しましょう。

●第1段階

銀行などに融資や大家さんに家賃の減額のお願いをを行う。

●第2段階

持続化給付金や特別定額給付金などの公的な支援を受ける。なお、直接又は間接的に家賃負担軽減も検討されているようです。

●第3段階

<雇用調整助成金の申請をする>

新聞・テレビ等で毎日によく言われる「雇用調整助成金」ですが、10数年前にあったリーマンショックの時より、受給されるお客様は幅広いです。受給申請が無理だと感じていた事業主様も申請や支給要件の簡素化で受給できるようになりました。

受給申請は今からでも十分に間に合います。受給の要件や金額なども見直されていますので、改めて受給のための要件を確認してみてくださいは如何でしょうか？

主な要件

- ・売上が以前と比べて月額で5%ダウンした。
- ・従業員を休み又は時短して、給与又は休業手当を支払った。

申請

- ・4月や5月に休業をしても8月末まで申請が可能です。

受給額

- ・1日休ませた場合に最大15,000円が支給されます。

受給例

- ・正社員1名とパート3名の飲食店が10日休業して助成金の申請をしたところ、正社員分は15,000円×10日分、パートは2,700円×3名×10日分の合計231,000円受け取ることが出来ました。対する給与は220,000円を支払いました。

この記事が読まれる7月初めには、通天閣のライトが緑色に輝いていることでしょうか。組合員の皆様は上記の3段階の取組みが功を奏し、スタートダッシュが切れている筈です。

従業員を休ませて、給与(休業手当)を支給したが、雇用調整助成金の申請を済ませていない皆様は、申請も簡素化されましたので、是非とも申請を行ってください。

そして、更なる、大阪の飲食・経済のけん引役になって頂くことを祈念いたします。